

第 1 2 号議案

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 0 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、「4 0 時間（」の次に「育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従つた時間、」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「勤務時間」を「正規の勤務時間」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）

第 1 0 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 1 7 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1 週間について当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 1 7 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、当該短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第 3 条第 1 項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第 1 項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 8 時間を超えない範囲内で正規の勤務時間

を割り振るものとし」を加え、「(次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。)」を削る。

第4条第1項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日」を「日曜日及び土曜日」に、「、月曜日」を「月曜日」に、「、週休日」を「週休日」に改め、同条第2項中「8日(」を「8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、」に、「)の週休日」を「の週休日)」に改め、同項ただし書中「必要」の次に「(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)」を、「週休日」の次に「(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)」を加える。

第5条第1項中「(以下「半日勤務時間の割振り変更」という。)こと」を「こと(以下「半日勤務時間の割振り変更」という。)」に改め、同条第2項中「規定は、」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第13条第1項中「20日(」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(提案理由)

育児短時間勤務制度の実施に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。